

介護保険料のお知らせ

65歳以上の方の介護保険料が変わります

65歳以上の方の介護保険料は、村が策定する「占冠村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」で定め、3年ごとに見直すことになっています。

第1段階は消費税で確保される財源を用いた低所得者対策が実施されるため、負担割合が0.5から0.45に引き下げられます。

その他の段階の保険料は、介護サービス利用者の増加とともに介護給付費も同じく増加しているため、値上げとなりましたが、給付費準備基金の繰入を行うことによって、保険料の負担軽減を図っています。

<保険料>

	所得段階区分		割合	月額	年間保険料
軽減される方	第1段階	・生活保護被保険者 ・世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入80万円以下	0.45 軽減前は0.5	2,115円	25,300円
	第2段階	・世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	0.75	3,525円	42,300円
	第3段階	・世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入120万円超	0.75	3,525円	42,300円
	第4段階	・本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下	0.9	4,230円	50,700円
基準額を支払う方	第5段階	・本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超	1	4,700円	56,400円
割り増しされる方	第6段階	・住民税課税かつ合計所得金額120万円未満	1.2	5,640円	67,600円
	第7段階	・住民税課税かつ合計所得金額120万円以上190万円未満	1.3	6,110円	73,300円
	第8段階	・住民税課税かつ合計所得金額190万円以上290万円未満	1.5	7,050円	84,600円
	第9段階	・本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が290万円以上	1.7	7,990円	95,800円

《占冠村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期計画）概要》

本計画では、第6期計画に引き続き、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据えた計画として、本村の高齢者福祉施策及び介護保険事業の具体的な取組等について示すとともに、地域包括ケアシステムを深化・推進していくため策定するものです。

平成30年度から平成32年度までの3年間の計画期間としています。

◎計画の基本理念『健やかでいきいきと安心して暮らせる しむかっぶ』

すべての住民が充実した社会で暮らせるむらづくり』

村民一人ひとりが、人権を尊重し、互いに認め合い、だれもが住み慣れた地域で生きがいをもって、健やかでいきいきと安心して暮らしていける地域社会の実現をめざします。

また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築、推進に努めます。

◎計画の基本目標

1 地域包括システムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域共生社会の実現に向けた取組や自立支援、介護予防、重度化防止を推進し、医療や介護、生活支援等が一体的に提供される地域包括システムの深化に取り組みます。

2 高齢者の権利擁護と自立支援の推進

適切なサービスにつながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のための必要な支援を行うとともに、認知症高齢者への支援や虐待の防止、見守り体制等の整備に取り組みます。また、安心して暮らせるむらづくりを推進します。

3 介護サービス等の充実

介護が必要になった場合でも、一人ひとりの状況に応じて必要なサービスが受けられるよう、介護保険事業をはじめとした各種サービス提供体制の強化及び適切なサービスの利用促進等に努めるとともに、今後さらに高齢者が増加していく状況においても、介護保険制度が維持していけるよう介護給付の適正化をはかり、介護サービス等の充実をめざします。

介護保険とは

介護保険は、介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくためのしくみです。市区町村が運営し、40歳以上の方が加入し、加入者全員が保険料を納めます。

【加入者と保険証】

40歳以上の方は介護保険に加入します。65歳以上の方と40歳～64歳の方で要介護認定を受けた方には保険証が交付されません。

①65歳以上の方（第1号被保険者）

介護や支援が必要であると「認定」を受けた方は、サービスを利用できます。

②40～64歳の方（第2号被保険者）

介護保険で対象となる病気（特定疾病）が原因で介護や支援が必要であると「認定」を受けた方は、サービスを利用できます。

【保険料の決まり方】

①65歳以上の方（第1号被保険者）

各市区町村内の介護サービス費用がまかなえるように算出された「基準額」をもとに決まります。

⇒今回お知らせしている保険料が平成30年度から適用になります。

②40～64歳の方（第2号被保険者）

加入している医療保険によって、決め方が異なります。

- ・国民健康保険に加入している方
国民健康保険税の算定方法と同様に、所得や資産などに応じて世帯ごとに決まります。
- ・職場の医療保険に加入している方
加入している医療保険ごとに設定される介護保険料率と給料（標準報酬月額）及び賞与に応じて決められます。